

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付に関する条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

### 2 入札参加資格有資格者名簿への登録申請

入札公告2（1）に定める有資格者名簿に未登録の者は、一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成26年2月7日付け福島県告示第58号）に基づき、令和7年1月9日（木）午後5時までに登録申請を行うこと。

### 3 受付における注意事項

- (1) 自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿登録通知書（県からの通知）の原本又は写しを提示すること。
- (2) 代理人が出席し、入札する場合は、委任状（第4号様式）を提出すること。  
※受付で1枚提出すればよい。（入札物件ごとの提出は不要）

### 4 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第3号様式）に必要とする事項を記載し、入札公告3（2）に示す日時及び場所へ持参すること。
- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。

また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること（代表者の押印は不要）。

なお、押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 5 入札金額

- (1) 入札金額は、貸付期間中（5年間）の総額を記入すること。
- (2) 落札の決定に当たっては、物件番号12、17、48及び51以外の物件については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、物件番号12、17、48及び51は入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

## 6 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金の納付を免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の100分の3に相当する金額を納めなければならない。

## 7 開札等

- (1) 開札は、入札公告3(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができる。

## 8 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告等、仕様書を熟知の上入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 本入札公告に規定するすべての物件において、入札者又はその代理人は、同一物件又は異なる物件における他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に  
当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約をしなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代  
理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することがで  
きない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、  
引換え又は撤回することができない。

## 9 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執  
行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の  
執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 本入札公告に規定するすべての物件において、同一物件又は異なる物件の、他人の代  
理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(4) 入札書に記名押印がない入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏  
名・連絡先の記載がない入札も含む）

(5) 入札金額を訂正している入札

(6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない  
入札又は後発の入札

(8) 明らかに不正によると認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 落札者の決定方法

(1) 福島県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす  
る。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者  
にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かな  
い者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの  
とする。

(3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条

の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

## 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則第229条第1項各号（別記）に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

## 13 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書（案）のとおりとする。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印し、貸付場所を管理する者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。なお、契約は、入札書に記載された名義で行う。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

## 14 貸付料の納付

各年度、福島県が発行する納入通知書により、一括納付すること。

## 15 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求められることができる。
- (2) 貸付場所については設置位置図のとおりであるが、入札者は、貸付場所を事前に確認すること。なお、貸付場所の確認に際して、別紙2の貸付場所に関する参考データ（施設の概要）一覧表に記載してある連絡先に事前に連絡して訪問すること。

## 財務規則（抜粋）

### 別記（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。